

平成27年3月25日

各 位

名鉄不動産株式会社
取締役社長 福嶋敏雄

ご報告とお詫び

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、誠に遺憾ながら、弊社が管理業務を受託しております一部のマンション管理組合様におきまして、弊社の元出向受入社員1名（出向解除のうえ出向元で懲戒解雇）が、管理組合様の口座から、複数回に亘り組合財産を着服していた事実が発覚し、下記のとおり国土交通省中部地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分を受けましたので、ここにご報告いたしますとともに深くお詫び申し上げます。

本件は、弊社においてマンション管理業務の一層の厳正化を図るための新会計システムへの切替え作業を行っていた過程で発覚したもので、ご迷惑をおかけした管理組合様には直ちに謝罪とご説明にうかがいますとともに損害額全額の弁済をさせていただきました。

また、この機会に全管理組合様を対象とした調査を実施し、本件以外に同様の事案がないことを確認いたしております。

弊社は今回の事態を重く受け止め、再発防止に向けた社内ルールの整備や内部監査の強化等、業務の見直しを実施いたしました。今後も再発防止に向けた従業員教育とハード、ソフト両面からの見直しを継続し、信頼回復に向け全力で取り組む所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 処分年月日

平成27年3月25日

2. 処分の内容及び根拠となる法令の条項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条の規定による指示

3. 指示の内容

- 今回、違反行為を行っていたことを真摯に受け止め、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、全役員及びマンション管理業の全従事者に速やかに周知徹底すること。
 - 特に管理組合の財産管理については、適正に実施されるようマンション管理業の全従事者に更なる周知徹底を図ること。
 - 法令順守を徹底し、再発防止に取り組むため、社員に対する継続的な研修・教育計画を作成し、それを実施すること。
 - 業務運営方法について定期的な調査点検を行い、その整備強化に努めること。
- 1について講じた措置（1以外に講じた措置がある場合にはそれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

4. 処分の理由

弊社が管理業務を受託している複数の管理組合において、弊社の元管理員が管理組合財産を不正に受領し、当該管理組合に損害を与えた。

このことはマンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条第1号に該当する。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

名鉄不動産株式会社 マンション管理部

052-581-1268（受付時間 9:30~17:30 土日祝を除く）